



子どもセンターののさん

# News Letter No.0

## ぞあいさつ



子どもの問題に取り組んでいると、今晚安心して泊まる所がない、居場所がない子どもたちに、出会います。

虐待を受け、家に居られなくなって出てきてしまったけれど、行く所がない。友だちの家や公園を転々とし、傷ついた心と身体を休めることもできず、寄り添ってくれる人もなく、ひとりぼっち。心配をした友だちの母から相談を受けたけれど、居場所を提供することができない。

虐待の家庭の中で非行に陥り、家庭裁判所の少年審判へ。付添人の弁護士は、受け入れ先があれば、試験観察という社会で更生する機会が与えられるというので、行き場所を探したけれど、行き場所がない。それで、少年院へ。ようやく、少年院の退院間近になったけれど、それでも、行き場所が見つからない。

そんな子どもたちのために、すでに東京、横浜、名古屋、岡山、広島の5カ所に、子どものためのシェルターができています。しかし、東京、横浜、名古屋、岡山、広島の子どものみだけがシェルターを必要としているわけではありません。京都にも、必要としている子どもたちがいます。そして、京都にも、安心して休める温かい陽だまりのような居場所を子どもに提供するために協力してくれる大人がいます。その大人の心と力が、子どもセンターののさんに集まりました。

子どもたちは、今晚安心して衣食住ができる場があり、子どもの話を聞いたり寄り添ってくれる大人が居れば、生きる力を取り戻していきます。こんなことなら手伝える等ございましたら、是非、力をお貸し下さい。

皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

2011年6月25日

京都子どもシェルター設立準備会代表  
弁護士 安保千秋

## 子どもシェルターとは？

子どもシェルターとは、「家に帰りたくても帰れない」「今晚安心して眠る場所がない」子どもたちに対して衣食住を提供する施設です。家庭内で適切な養育を受けることができなかつたり、虐待を受けたりして家から逃げ出さざるを得なかった子どもたち。施設から自立をめざすも失敗し、帰る所がない子どもたち。複雑な生育環境を経て非行に陥り、少年院で教育を受けたあとも、仮退院後の行き場が見つからない子どもたち。彼ら、彼女らは深く傷つき、日々不安におびえながら、もがき苦しんでいます。こうした子どもたちを緊急に保護する施設として児童相談所の一時保護所がありますが、年齢が高いと受け入れが難しかったり、集団生活自体が困難な子どもなどもいて、常に利用可能というわけではありません。

こうした、緊急に援助が必要にもかかわらず、児童福祉制度・少年司法制度などの隙間に落ち込んでしまう子どもたちを救うための場所が、子どもシェルターです。

子どもシェルターでは、子どもたちはしばらくの間羽を休め、次の生活場所を探し、自立に向けて力を蓄えます。1人1人に担当弁護士がつき、あらゆる場面で子どもの権利を守って活動します。

2004年に東京で全国最初の子どもシェルターが設立されてから以降、これまで神奈川、愛知、岡山、そして2011年4月には広島で子どもシェルターが設立されました。私たちの子どもシェルター「子どもセンターののさん」も、2011年秋の開設を目指し、現在準備を急ピッチで進めています！（吉田雄大）

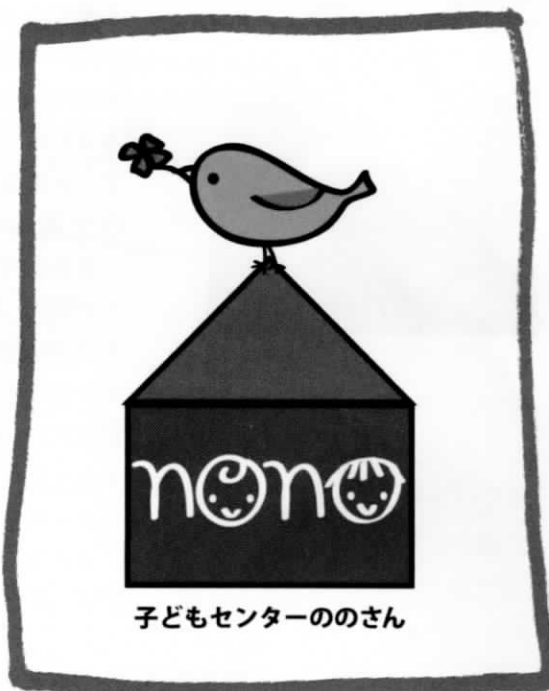
## 「ののさん」の由来

「ののさん」とは、京都の昔からのことばで、「太陽」や「月」などの信仰の対象となるものをこう呼んだそうです。神仏を祈る人のことばを聞いた子どもたちが命名したと言われています。

シェルターが子どもたちを照らす太陽のような存在になるように、また、子どもたちのよりどころになるようにという思いを込めました。

（西村友彦）

子どもセンターののさん  
ロゴマーク決定！



デザイン：梅田美代子 氏（京都造形芸術大学教授）

— お願い —

ぜひ、私たちの取り組みを支えてください。

賛助会員 個人1口（年間）3,000円、法人1口（年間）10,000円

振込先 京都銀行寺町二条支店 普通預金 3645625

京都子どもシェルター設立準備会会計吉田雄大

振込後下記（吉田雄大）へ FAX 又はメールお知らせください。

FAX：075-252-0087 / メール：tyoshida@key.ocn.ne.jp

## 応援メッセージ 1

もし、私たちが真黒な道に迷い込んで、行き先も帰り道も分からない状態になったらどうしますか？頼る人も、信じる人も、優しい家族もなかったら…。それがまだ10代の少年・少女だったら。人間として未熟なそして大切な時期だからこそ、大人としての優しさと励ましと援助が必要だと思います。“貴方は一人じゃない” 応援してくれる人たちがたくさんいる…そう信じる事で、大人に向かって歩いて行く事が出来るのではないのでしょうか。私たちに出来る事はたくさんあります。私たちの思いやりで多くの子どもたちが又思いやりのある大人になってくれると信じています。“子どもシェルター”は行き先も帰る家も無い子どもたちの疲れた翼を休ませる場所です。たとえ、一時期であっても人の優しさに触れる事が出来れば強い大人になるきっかけに成りうると思います。私たちの少しずつの優しさが大きな輪になって子どもたちを包み込む事が出来ますように願っています。応援しましょう。



塩津千穂子氏

株式会社シェ・ラ・メール 代表取締役  
会長（京都・寺町）

## 応援メッセージ 2

私が紹介されている新聞記事をご覧になって、設立準備会から子どもシェルターへ力を貸してくれないかという申し出がありました。私は、本業のみやげ店以外に、「なにわ名物開発研究会」や「精華小学校跡地活性化協議会」などに関わり、大阪の観光や文化を中心としたまちづくりの活動を続けています。子どもシェルターについて知り、子どもがまちづくりのパートナーであることを改めて認識しました。そもそも、なにわをはじめとする関西には、「はんなりとした、いちびり文化」があります。そんな関西の人情の機微を集めて、子どもシェルターの取り組みを支えていこうではありませんか。子どもが希望を持たない社会に、私たちが理想とするまちづくりの展望は描けません。



野萩育郎氏

株式会社せのやいちびり庵 代表取締役社長  
FM 大阪なにわネサンス大人の文化村パーソナリティー

## 応援メッセージ 3

### 「子どもセンターののさん応援メッセージ」

今から数十年前、所用にて赴いたベトナムで見かけた光景に愕然とした思いが甦った。ストリート・チルドレンと呼ばれる身寄りの無い子どもたちが大勢いて、我々が食べ残したものを隙を見て取り合せて貪り食う姿である。彼らは生きる為にそのような行為に走った訳で、何も搾取したもては無くあくまでも捨てるものに群がっていたのだ。どのような訳があるのか知れないが、身勝手な大人が見捨てた結果であろう。意味は違うが、日本に於いても子どもたちが行き場の無い流浪の生活を強いられるケースがあることを、今回「ののさん設立準備会」の情報にて思い知った。普通ならば温かい親のもと、何の不自由も無く生活出来るものを、何らかの事情にてその生活の場を失ってしまったのである。そんな子どもたちに少しでも光が当たるよう「子どもシェルター」を創設して、守ってあげることが大人の責務であると考え。根幹的には「子どもシェルター」等を創る必要の無い社会を築くのが理想だが、現実行政や福祉施設からこぼれ落ちた本当の意味の行き場の無い子どもたちが大勢いることが問題であり、日本の将来を背負う次代の為に手を差しのべようではないか。



畑 利和氏

株式会社松栄堂 常務取締役

## 応援メッセージ 4

「子どもたちを救いましょう！」

世間からも親からも見放されている子どもたちがいる事を知り、とてもショックを受けました。もし自分の子どもが、このような境遇に置かれていたらと思うと、とても悲しくなります。子どもシェルターはそんな子どもたちにとって、最後の砦なのです。今、私たちが手を差し伸べなければ、子どもたちは悪の道に引きずり込まれるしかないのです。我々が愛情をもって応援すれば、多くの子どもたちが、悪の道に迷いこむ事なく立派な大人に成長してくれると思えてなりません。この事を少しでも多くの人に知って頂き、思いやりの輪を広げられたらと思います。決してあなたは見捨てられてなんかいないよ。というメッセージをそんな子どもたちに発信していきましょう。

人羅賢司氏

株式会社はまー 代表取締役

## 応援メッセージ 5

「心から休める場所を！」

子どもシェルター存在を全く今まで知らなかった私ですが、私たちのまわりには、世の中の不条理なことがたくさんあります。しかし、虐待やいじめが原因で居場所のない子どもたち、また、少年審判後の受け入れ先がない子どもたちを、これから先社会との関わりを断ってしまっては絶対いけないことだと思います。それどころか、彼ら、彼女らには、これからの日本を支える青年になってもらいたいと思います。そして、人として、感謝の気持ちと人の痛みのわかる温かい人になってもらえたらと望みます。私たち1人1人の力はそれほど大したことはありませんが、多くの方が、この活動を理解していただき、行くところも帰る家もない子どもたちのためにせめて心から休める場所（シェルター）が少しでも多くできればと思っています。皆様といっしょに応援しましょう。



松野泰治氏

株式会社にしんそば松葉 店主

## コラム「私と児童福祉」

私が児童福祉にかかわり始めたのは、大学1回生のときでした。単純に「子どもと遊びたいな」と思い、母子生活支援施設の子どもと遊ぶサークルに入ったのです。一緒に走り回り、一緒にキャンプをしたりする中で、子どもたちを取り巻く社会的問題点が少しずつ見えてきました。子どもにまつわる法的問題に子どもの視点からかかわることが必要だというのが、私が弁護士を志した一つの動機です。

さまざまな理由で親などの監護を受けられない個別ケアが必要な子どもたち、彼ら・彼女らに安らぎの場「シェルター」を提供するべく、今後も活動を続けて参ります。（小町崇幸）

### 編集後記

2010年9月4日に京都弁護士会で行った日弁連人権擁護大会第一分科会「子どもの貧困」プレゼンポ『子どもの貧困と社会的養護～子どもシェルターって何?～』から早9ヶ月あまり、このたび無事に、子どもセンターののさんのニューズレター0号（設立記念シンポ特別号）を発行することができました。準備を進める中で、あちこちですばらしい出会いがあり、多くの方々の子どもたちへの温かな心、シェルターへの期待をひしひしと感じました。シェルター開設まであと一息、これからもどうぞ宜しくお願いします。（yo）

発行 子どもセンターののさん

News Letter 設立準備（0）号 2011年6月25日

〒604-0827

京都市中京区高倉通二条下ル瓦町 555-1

西村良ビル3階 あかね法律事務所 吉田雄大

TEL：075-252-0086 / FAX：075-252-0087

メールアドレス：tyoshida@key.ocn.ne.jp